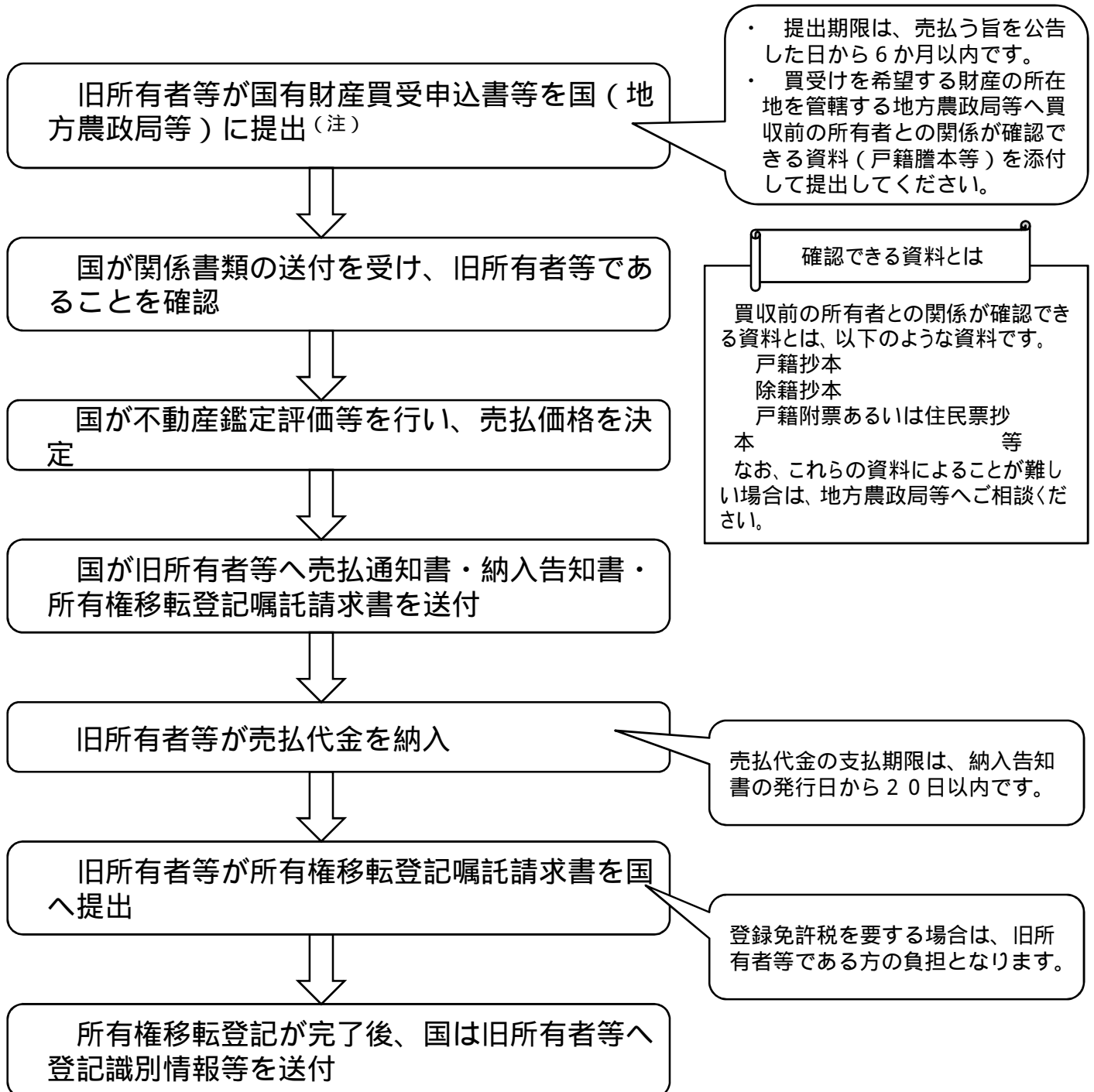


旧所有者等である方への売払手続について

買収前の所有者又はその一般承継人(旧所有者等)である方へ優先的に売払う旨をお知らせ(公告)した売払対象財産に関する売払手続は次のとおりです。



(注) 農林水産省では、e-Gov電子申請システムを通じたインターネットによる申請等の受付を平成22年3月末日をもって廃止することになりました。

これにより、平成22年4月以降の国有財産買受申込書の受付は、郵送又は持参による受付のみとなります。ご利用の方々にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。